

各都道府県・指定都市
障害者施策主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官(共生・共助担当)付
参事官(障害者施策担当)

令和 6 年度「心の輪を広げる障害者理解促進事業」の実施について（依頼）

平素から障害者施策の推進につきましては、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「障害者週間」は、「障害者基本法」（昭和 45 年法律 84 号）第 9 条で規定されており、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図り、障害及び障害者に対する国民の関心と理解を一層深めることを目的として、我が国全体で実施するものです。さらに「国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。」と規定されています。

令和 6 年度においても、この規定に基づく「障害者週間」の一環として、内閣府及び都道府県・指定都市の共催で標記事業を、「心の輪を広げる障害者理解促進事業」要綱（別紙 1）、同実施要領（別紙 2）及び同実施細則（別紙 3）に基づき、実施いたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、下記事項に御留意の上、令和 6 年度事業の円滑な運営につきまして御対応下さいますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 広報・募集の実施について

- （1） 本事業は、国及び都道府県・指定都市共催の全国的な事業です。より多くの方に御参加いただくとともに、障害及び障害者に対する国民の関心と理解を一層深めていただくためには、幅広い広報活動を行っていただくことが重要です。貴管内の市区町村、学校、各種団体等への周知をはじめ、各種ホームページの活用、組織内における教育・雇用関係部局との連携、及び記者発表や各種広報誌等への記事の掲載など、地域の実情に応じた効果的な広報に努めてくださいますようお願いいたします。
- （2） 本事業は、特に児童生徒層に対して障害や障害者への理解・関心を深めることを目的としています。貴管内の全ての教育委員会及び学校等に「募集チラシ」を配布いただくとともに、夏季休暇等を利用した貴管内全体での取組としていただくよう、御協力をお願いいたします。
- （3） 自治体から「県から本事業（募集）の連絡がなかった」、学校関係者から「本事業（募集）を知らなかった」などの連絡が複数寄せられております。貴管内の市区町村、学校、

各種団体等への周知を漏れなくお願いします。

- (4) 本事業においては募集に関して様々な御対応をいただいているところ、令和6年度の応募数が極端に少ない自治体から、今後の事業のため、貴管内の市区町村・学校への依頼状況、広報の方法、チラシの配布先等に係る調査やヒアリング等をさせていただくことを予定しております。特に学校への依頼方法について御相談させていただく予定です。
- (5) 「募集チラシ」は、6月上旬を目途に都道府県・指定都市へ送付する予定です。
※令和5年度の実施において応募がなかった、少なかった自治体におかれては、本事業の趣旨に鑑み、広報活動の強化等の御協力を、よろしくお願いします。
※「募集チラシ」は、紙媒体及び電子媒体の配布を予定しております。紙媒体の配布部数等につきましては、後日照会いたします。
- (6) 募集期間は7月～9月とし、募集開始日は全国一律で7月1日（月）とします。都道府県・指定都市における募集締切日については、内閣府への推薦締切日（9月20日（金））を念頭に、貴管内における選考スケジュール等を勘案の上設定してください。募集締切日は、募集チラシの募集期間欄を活用する等により周知してください。
- (7) 本事業の募集においては、都道府県・指定都市（及び管下の市区町村等を含む）のホームページ等を活用し、積極的な広報への御対応をお願いします。なお、内閣府ホームページへのリンクの設定については、次を御参照ください。

【内閣府ホームページへのリンク方法】

「このホームページについて」(<https://www.cao.go.jp/notice.html>) 中にある「リンクについて」を確認の上、「障害者週間」のページ (<https://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/index-kk.html>) にリンクを設定願います。

2. 内閣府への推薦日程等について

- (1) 令和6年度における本事業のスケジュールは、次のとおり予定しています。

※諸般の事情により、今後変更となる可能性があります。

○募集チラシの送付	6月上旬
○プレス発表（募集の開始）	6月中旬
○募集期間	7月1日（月）～ 都道府県・指定都市で定める日
○内閣府への推薦締切日	9月20日（金）
○内閣府から各都道府県・指定都市への事実確認及び選考	10月中下旬
○選考結果（入賞作品）通知	11月上旬
○広報用ポスターの送付	11月中旬
○プレス発表（入賞作品の公表）	11月中旬
○入賞作品集の送付	11月下旬
○表彰式（最優秀賞受賞者）	12月3日（火）～9日（月）のいずれかの日
○ポスター等入賞作品展	12月3日（火）～9日（月）

- (2) 内閣府への推薦締切日は、令和6年9月20日(金)必着【期限厳守】とします。同締切日を念頭に、貴管内における選考スケジュール等を勘案して募集締切日を設定し、選考・推薦等の手続きを進めてください。

3. 内閣府への推薦作品等について

- (1) 貴管内での募集締切り後は、速やかに応募状況(受理件数)を取りまとめの上、令和6年度「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」応募状況(別紙4)を作成し、内閣府が指定する事務局(3.(3)⑦参照)へ、電子メールにて提出してください。

- (2) 内閣府へ推薦する作品についての留意事項は次のとおりです。

- ① 未発表の作品(本事業応募のために執筆・作成した作品)に限ります。他の事業や発表で既に公表された事実がないか、推薦前に必ず作者へ確認してください。推薦後にその事実が発覚した場合、内閣府は推薦の受付を取り消します。

※ 推薦作品については、推薦の事前及び事後を含め、内閣府が対外的に本事業の推薦・入賞結果等を正式に公表するまで、非公表の取扱いとします(内閣府への推薦事実も含む)ので、作品の取扱いについては十分御注意願います。

- ② 作者本人が単独で執筆・作成したものに限り。共同制作された事実や第三者の関与等不正がないか、推薦前に十分確認してください。

ただし、作文について、障害等の理由により作者本人の執筆が困難な場合については、代筆等の補助は可としますが、執筆内容への関与は不可となりますので、十分御注意願います。なお、代筆等の補助を行った場合、(3)に基づき作成する「心の輪を広げる体験作文」作品作者属性表(別紙5-1)の備考欄にその旨を記載してください。

- ③ 第三者が知的財産権を保有している著作物を使用した作品は不可とします。推薦後に使用の事実が発覚した場合、内閣府は推薦の受付を取り消します。このため、推薦作品について、他者の作品や他の公表物等の流用を始め、模倣、盗用等(生成AIの使用を含みます)の不正が行われた事実がないか、推薦前に十分確認してください。

※ 著作権フリーや無償で公表している作品等についても、流用や模倣等は不可となりますので、十分御注意ください。

- ④ 作品中に個人名や固有名詞、固有の対象等が特定される内容が含まれる場合、作者において必要な了承が得られているか、あらかじめ確認を行った上で推薦してください。

- ⑤ パソコン等の電子機器による作成も可とします。ただし、手書きの作品については、写し(コピー等)の提出は認めません(写しの場合、推薦は受け付けません)ので、十分御注意願います。

- ⑥ ポスターは、作品中に標語や文字入れることは不可としますので、推薦前に十分確認してください。

※ 障害者週間の公式な標語と誤認される恐れがあるため、推薦いただいても審査対象外となります。

(3) 内閣府への推薦（送付）についての留意事項は次のとおりです。

- ① 作品を執筆・作成した作者（応募者）の属性等を内容とする「心の輪を広げる体験作文」作品作者属性表（別紙5-1）及び「障害者週間のポスター」作品作者属性表（別紙5-2）を必ず推薦作品ごとに作成し添付してください。

なお、別紙5-1及び5-2は、審査・選考上必要な資料であるため、全ての項目（事実上回答がないものを除く）について必ず作者に対して確認の上、記入してください（不備がある場合、再提出していただきます）。

※ 回答いただくべき項目を空欄で提出されるケースが全国で相当数あり、当該自治体への照会業務が膨大となっております。本年度から属性表の様式に推薦前の本人への確認欄を設けましたので、提出前に今一度本人等に御確認いただき、確認のチェックを入れてくださいますよう、よろしくお願いいたします。

※ フリガナの記載漏れが散見されますので、必ず記入をお願いいたします。

※ 項目の「障害の有無」「未発表であること」「他作品等からの模倣等」について、確認漏れがあり、入賞決定に支障を来したケースがあります。

※ 生成 AI を使用した作品は推薦できません。推薦いただく作品については、作品展等で展示される場合がありますので、属性表に無しの記載がある場合でも、推薦前に使用の有無は必ず確認してください。

※ 項目の「障害の有無」については、審査における参考情報（作者の境遇と作品内容・表現との関係等）として必要ですので、必ず確認・記入をお願いします。

- ② 推薦された作品及び作者の情報については、内閣府にて公表することを前提としていますので、作者の氏名、所属先（学校名／学年）について、公表に問題がないことを本人（及び所属先）にあらかじめ確認を行った上で推薦してください。

※ 障害に関する情報（属性表の項目「障害の有無」）については、審査における参考情報として用いる（前述）のみで、公表いたしません。

- ③ 「障害者週間のポスター」の属性表（別紙5-2）の項目「作品で表現したかった内容」は、作品集に掲載するとともに作品展で掲示しますので、この点を踏まえて作者にコメントを作成いただいでください。なお、コメントは **100文字以内** で作成いただくよう周知願います。

- ④ 点字の作品については、墨字に直したもの（様式自由）を必ず添付してください。

- ⑤ ポスター作品は、絶対に折り曲げずに提出してください。

- ⑥ 推薦作品の提出に当たっては、本公文書（令和6年4月11日付 府政共第22号）への回答として、（別紙6）を参考に、必ず都道府県・指定都市の公文書（※）を添付し提出してください。

※ 公印不要とし、宛先は、「内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当）」宛てとします。

※ 公文書の添付をお願いしておりますが、「事務連絡」「文書番号なし（公文書であるかが不明）」等で対応される自治体が少なくありません。内閣府に対して組織決定により推薦されることの証として求めているものですので、御理解願います。

- ※ 都道府県・指定都市における業務委託先等が発出する文書は不可とします。
- ⑦ 推薦作品の提出は、上記内閣府への「公文書」を添付の上、内閣府が指定する以下の本事業事務局（送付物等提出先・問い合わせ先）宛てに送付してください。

令和6年度「障害者週間」関係事業事務局

後日、別途通知します。

4. 選考・表彰等について

- (1) 内閣府における入賞作品の選考及び決定は、11月上旬頃を予定しています。決定次第、都道府県・指定都市宛てに通知しますので、入賞者のある都道府県・指定都市においては、内閣府の依頼に基づき入賞者本人への連絡及びその後の事実確認照会等の対応をお願いします。
- (2) 内閣府では、各区分の最優秀賞(内閣総理大臣表彰)受賞者を対象に、「障害者週間」期間中に表彰式を実施し、賞状及び楯を贈呈する予定です。詳細については、入賞作品決定後に連絡します。
- (3) 各区分の優秀賞(内閣府特命担当大臣表彰)入賞者に対しては、賞状及び表彰楯を、佳作の入賞者に対しては表彰楯を贈呈する予定です。賞状等は、入賞作品決定後に該当する都道府県・指定都市宛てに送付しますので、入賞者へ適切に伝達をお願いします。
- (4) 本事業は、より多くの方に受賞の機会を設ける趣旨から、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」のいずれにおいても、過去を通じて入賞は一度限りとしています(応募を妨げるものではありません)。都道府県・指定都市においては、広報・募集に際して十分周知いただくとともに、選考及び推薦の過程において十分御留意願います。

5. その他

内閣府へ推薦のあった作品については、「障害者週間」行事等の終了後、都道府県・指定都市へ返却します(12月中旬頃を予定)。応募者本人に対し適切に返却いただくようお願いいたします。

【本件担当】

内閣府政策統括官(共生・共助担当)付障害者施策担当
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
TEL: 03-5253-2111(内線 38309)
FAX: 03-3581-0902
E-mail: g.kyosei_shogaisha_jyoho@cao.go.jp